

# 青森県報

第六百二十九号

令和五年  
六月二十八日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(河川砂防課) ……一
- 青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……一

### 告 示

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二
- 右 同……………( 同 ) ……三
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……四

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……四
- 特定漁港漁場整備事業計画の公表……………(漁港漁場整備課) ……五
- 空間放射線測定器の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……五
- 令和五年三月二十四日号外第十八号告示中……………(構造政策課) ……七

## 規

## 則

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十八号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に、「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十九号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則(平成八年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」を「第十三条第一項第四号を除き、以下」に改める。

第十条第五号を次のように改める。

五 独立行政法人労働者健康安全機構

第十三条第一項第一号中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に、「第二十一

条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日
一般社団法人ミライク	一般社団法人ミライク	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松六五の三	児童発達支援	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松六五の三	令和五・七・一
一般社団法人ミライク	一般社団法人ミライク	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松六五の三	放課後等デイサービス	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松六五の三	〃

青森県告示第四百十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年十一月十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、令和五年六月十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたの

で、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで野辺地町役場に備え置いて閲覧に供される。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス九六九二一・三八二

②の地点 Y座標 プラス二四〇二三・七四八

③の地点 X座標 プラス九六九七〇・三八八

④の地点 Y座標 プラス二四〇一二・六六一

⑤の地点 X座標 プラス九六九八七・四七五

⑥の地点 Y座標 プラス二四〇八八・四四二

⑦の地点 X座標 プラス九六九七八・七四二

⑧の地点 Y座標 プラス二四〇九〇・四三七

⑨の地点 X座標 プラス九六九八九・五七三

⑩の地点 Y座標 プラス二四一四〇・一九四

- ⑥の地点 X座標 プラス九六九八八・〇九八  
Y座標 プラス二四一四〇・四九六
- ⑦の地点 X座標 プラス九六九八二・五八九  
Y座標 プラス二四一一五・三四一
- ⑧の地点 X座標 プラス九六九五九・四九八  
Y座標 プラス二四一二〇・五五三
- ⑨の地点 X座標 プラス九六九六五・一三二  
Y座標 プラス二四一四五・五七四
- ⑩の地点 X座標 プラス九六九六二・八一七  
Y座標 プラス二四一四六・〇九三
- ⑪の地点 X座標 プラス九六九五六・五九一  
Y座標 プラス二四一一八・四六二
- ⑫の地点 X座標 プラス九六九四三・四三五  
Y座標 プラス二四一一一・四四六
- ⑬の地点 X座標 プラス九六九四一・八五一  
Y座標 プラス二四一一四・四三三
- ⑭の地点 X座標 プラス九六九五七・三二八  
Y座標 プラス二四一一〇・九一七
- ⑮の地点 X座標 プラス九六九四〇・六七〇  
Y座標 プラス二四〇三七・一五三
- ⑯の地点 X座標 プラス九六九二五・一九六  
Y座標 プラス二四〇四〇・六四四

3 面積

三、八〇一・九四平方メートル

青森県告示第四百十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年十一月十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、令和五年六月十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

で野辺地町役場に備え置いて閲覧に供される。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町長 野村秀雄

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、⑬の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑬の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑬の地点 X座標 プラス九六九四一・八五一  
Y座標 プラス二四一一四・四三三
- ⑭の地点 X座標 プラス九六九五七・三二八  
Y座標 プラス二四一一〇・九一七
- ⑮の地点 X座標 プラス九六九四〇・六七〇  
Y座標 プラス二四〇三七・一五三
- ⑯の地点 X座標 プラス九六九二五・一九六  
Y座標 プラス二四〇四〇・六四四

3 面積

一、二〇〇・〇八平方メートル

青森県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年七月二十七日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	二七九号	むつ市大畑町赤川村二五の一から むつ市大畑町赤川村八の一まで	前 後	一〇七・五一メートルから 一〇七・一一メートルまで 七四・〇〇メートルから 七四・〇〇メートルまで 一〇七・五一メートルから 一〇七・一一メートルまで	一五六・〇〇メートル 一七五・〇〇メートル 一五六・〇〇メートル	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
上北郡七戸町字中軸村ノ上九の二	田	一、〇〇七

二 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和五年一〇月	一〇年	二〇七、〇〇〇

五 意見書の提出

上北郡七戸町字中軸村ノ上二九の九	田	一、二二六
上北郡七戸町字中軸村ノ上一三の一一	田	一、三三七
上北郡七戸町字中軸村ノ上一九の一	田	三、三六三

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年七月十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項の規定により、三厩今別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

空間放射線測定器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達物は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

空間放射線測定器 一式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和六年三月二十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することに

いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年七月十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇五

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇五

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和五年八月九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
 One (1) Environmental Radiation Monitoring Post

2 Time limit for tender:  
 9 August, 2023

(Please refer to the bid manual for the start time)

3 Contact Point for the notice:  
 Accounts Management Division  
 Accounting Bureau



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭